石巻地区広域行政事務組合監査委員告示第２号

平成２８年２月２９日付け石巻地区広域行政事務組合監査委員告示第１号で公表した随時監査結果報告について、理事長から地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１２項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成２８年３月３１日

石巻地区広域行政事務組合監査委員
石巻市代表監査委員　柴　山　耕　一

石巻地区広域行政事務組合監査委員
女川町議会議長　　木　村　公　雄

石 広 会 第 8 号
平成２８年3月２９日

石巻地区広域行政事務組合監査委員
石巻市代表監査委員　柴　山　耕　一　殿

石巻地区広域行政事務組合監査委員
女川町議会議長　　木　村　公　雄　殿

石巻地区広域行政事務組合
理事長　石巻市長　亀　山　　紘

監査結果に係る措置について（通知）

平成２８年２月２９日付け石広監第１６号で指摘のあったことについて、地方自治法第１９９条第１２項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

１　指摘事項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
【指定金融機関が提供する担保について】 昭和４４年４月１日の石巻地区広域行政事務組合（以下「組合」という。）の設立に伴い、同月２日付けで組合と㈱七十七銀行とは「指定金融機関の事務取扱いに関する契約書」（以下「事務取扱契約書」という。）を締結している。 この事務取扱契約書第１６条では「担保の提供」について、「地方自治法施行令第１６８条の２第３項の規定による担保は金２５万円に相当する現金又は有価証券とし、指定金融機関である㈱七十七銀行は組合に対し担保を提供しなければならない。」旨を規定している。	【指定金融機関が提供する担保について】 今回指摘のありました指定金融機関が提供する担保については、平成２８年度中に金額を引き上げることについて、指定金融機関である株式会社七十七銀行と協議しており、現在、株式会社七十七銀行内で検討しております。 なお、今後は監査委員の指摘のとおり担保の金額については、組合の事務事業費等事業規模を踏まえて、１０年ごとに指定金融機関と協議します。

しかしながら、この担保の金額については、当初の契約締結以降見直しを行ったことはなく、契約締結後現在まで４６年が経過しているにもかかわらず、「２５万円」のまま長年に渡り据え置かれている。この間、養護老人ホーム等や視聴覚教材センターの運営を民間や石巻市に移行させたものの、常備消防に関する事務を組合事務に移行したほか、介護認定審査会の事務の開始や石巻広域クリーンセンターの操業開始など、組合の事業規模や事業費も拡大している。 加えて、平成１７年４月１日の市町合併により新たな石巻市が誕生した際、指定金融機関として指定された㈱七十七銀行と改めて締結した公金取扱契約書において、㈱七十七銀行から提供される担保の金額の見直しが行われているのである。「石巻市指定金融機関の公金取扱いに関する契約書」第１８条第１項において、「７００万円」と定められているほか、「石巻市病院事業出納取扱金融機関契約書」第８条において「５０万円」と定められているのである。 このような状況を考慮すると、組合が４６年もの長い間に渡り、事務取扱契約書を見直ししないまま担保の額を現在に至るまで「２５万円」としておかなければならない理由はないのであり、組合発足以来の年月や石巻市の例などから判断しても「２００万円程度まで引き上げるべきである。」と指摘するものである。	